

## 第3回 京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会 議事要旨

令和7年1月14日

開催日時	令和6年12月23日(月)午後1時30分～午後3時30分(120分間)
場 所	京都労働局6階会議室
出席状況	公益代表委員 出席3名 欠席0名 家内労働者代表委員 出席3名 欠席0名 委託者代表委員 出席3名 欠席0名
主要議題	1 第2回京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会での意見確認 2 資料説明 3 京都府丹後地区絹織物業最低工賃の枠組みの決定について
<p>議事要旨・議事録</p> <p>本会議は &lt;公開・非公開&gt;</p> <p>1 部会長から第2回最低工賃専門部会での委員意見、進行内容等のまとめが述べられ、最低工賃枠組みの決定については、織機規格の括り方の議論を中心としつつ今回に持越しになったことが述べられた。今回で枠組みを決定し、その後、金額審議に入る旨、表明された。</p> <p>2 委託者代表委員から第2回最低工賃専門部会での委託者側最終的意見は、織機規格ではなく、織機の何台持ち(家内労働者が同時に何台の織機を稼働させているか)かによる枠組み、又は帯の色丁数に基づく枠組み区分を主張したものとの意見があった。</p> <p>3 第2回最低工賃専門部会での委員主要意見、最低工賃未満の工賃額のフリーランス新法での「買ったたき」該当性、最低工賃額の設定に関する家内労働法該当条文について事務局から説明。</p> <p>4 委託者側委員から先染めの枠組みについて、正絹着尺と帯で区分し、帯は織機の杼による規格ではなく、織機の何台持ちでの区分とするよう意見が出された。</p> <p>5 部会長から最低工賃の設定にあたり、織機の何台持ちによる区分は家内労働法の規程上困難であり、金額設定の際の根拠として主張するべきであることが説明された。</p> <p>6 別の委託者側委員、家内労働者側委員から複数の委託者からの業務を掛け持ちして色丁数の異なる製品を複数の織機で同時に織っている場合や家内労働者の健康状態や家庭状況により織機の同時稼働状況が変遷する場合等、織機の何台持ちでの区分は、不適當である旨の意見が出された。</p> <p style="text-align: right;">(次葉に続く)</p>	

7 委託者側委員から多杼織機での多色製品には最低工賃を遥かに上回る工賃が支払われており、多杼織機を使いながら少色製品を織っている場合まで織機規格で設定した最低工賃を引き上げて支払うことはできず、出来上がった製品に基づく最低工賃の仕組みを求める意見が出された。

8 家内労働者側委員から現行の最低工賃の適用を受けている家内労働者が、同じ業務を受託しながら最低工賃が下がることがないこと、監督指導に著しい支障が生じないことが最低条件である旨、意見が出された。

9 家内労働者側、委託者側委員それぞれ個別に方針を協議。さらに公益委員が各側委員と個別に意見聴取し、意見調整。

10 全体審議において、各側委員から方針表明。

家内労働者側から織機の規格の細分化または大括りには拘らないこと、現行の最低工賃の適用を受けている家内労働者が、同じ業務を受託しながら最低工賃が下がることがないこと、監督指導に著しい支障が生じないことが最低条件である旨の枠組み決定への方針意見が出された。

11 委託者側から先染めの枠組みについて、正絹着尺と帯で区分し、帯は織機の杼による規格ではなく、織機の何台持ちでの区分、それが困難であれば出来上がった製品に基づく（帯の色丁数）区分とするよう枠組み決定への方針意見が出された。

12 部会長から枠組みについて、（高規格の織機であっても少色丁数の帯を織っている場合があるなどの）状況の変化は十分に認識するものの、現行最低工賃を下回る最低工賃の設定は困難であること、監督指導の支障となる最低工賃の設定も避けるべきであることとの基本的な考えから、今回の改正については、現行最低工賃の枠組みを変更しないこととしたいとの方針が示された。

これについて、異議、意見がないか問われたところ、委員から異議、意見は出なかった。

13 次回、金額審議のための資料提出、各側委員間での意見調整をすすめることで合意。

14 次回、最低工賃の前回改正時から現在までの京都の消費者物価上昇率と製造業における賃金上昇率の資料を事務局から提出することとなった。

15 第4回専門部会1月27日開催を確認。